

## 緊急一時保育援助事業のご案内

保護者の入院等の事由により、家庭での保育が一時的に困難になった時に、区と契約した事業者から保育員（ベビーシッター）の派遣を行います。

### <対象となる事由>

- 保護者が①病気、出産、怪我等のために入院する場合  
 ②死亡、行方不明等により不在となっている場合  
 ③親族の疾病等によりその看護又は介護に当たる場合  
 ④裁判員として従事する場合



### <対象となるお子さん>

中央区にお住まいの生後0か月から就学前までのお子さん

### <サービス内容>

ベビーシッターがご自宅を訪問し、お子さんの食事や身の回りの世話をを行います。

### <利用日・利用期間・利用時間>

日曜・祝日・年末年始を除く毎日（原則として1か月以内）  
 午前8時～午後6時の間で2時間以上9時間以内

### <利用者負担金>

	保護者の所得※ (1-6月は前々年、7-12月は前年)	利用額/h
1	4,039,000円以下	0円
2	4,039,001円以上 6,364,000円以下	1,000円
3	6,364,001円以上	2,500円

※所得は非課税所得以外が対象です。父母両方に所得があった場合は、合算となります。

※裁判員として従事する場合は、無料となります。

### <申込方法>

事前にお問合せのうえ、土日祝日を除いた利用日の3日前までに、子ども家庭支援センター「きらら中央」にお申込みください。

申請の際には、対象となる事由により、①診断書等の利用事由を証明できる書類、②前年の所得がわかる書類（課税証明書等）、③母子健康手帳（出産による利用の場合）、④死亡診断書、⑤裁判員等選任手続期日のお知らせ（呼出状）が必要です。

### <お問い合わせ先>

子ども家庭支援センター 「きらら中央」 中央区明石町12-1 4階 電話 (3542) 6321  
 // 勝どき分室 中央区勝どき1-4-1 3階 電話 (3534) 2103  
 // 日本橋分室 中央区日本橋蛸殻町1-31-1 2階 電話 (3666) 4267

## 緊急一時保育援助事業利用者負担金早見表

階層区分	所得額	利用者負担金 (1時間あたり)
1	4,039,000円以下	0円
2	4,039,001円以上 6,364,000円以下	1,000円
3	6,364,001円以上	2,500円

### 備考

- 1 この表は、乳幼児の生計を維持する保護者の前々年の所得について適用する。
- 2 7月から12月までの利用については、前年の所得額を基礎とする。
- 3 所得額とは、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度の区市町村民税に係る総所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得に金額及び短期譲渡所得に金額の合計額とする。
- 4 3の所得とは、地方税法（昭和25年法律第226号）に掲げる区市町村民税についての同法その他の区市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。